建築士法の一部を改正する法律案【概要】

背景・必要性

✓ 建築士の高齢化等が進展しており、将来の建築士等を確保する必要
✓ 契約の適正化により、消費者と事業者の双方に利益をもたらす取引環境の整備を一層推進する必要

第１　建築士等の資格要件に関する改正

公布日から起算して「3年」を超えない範囲内において政令で定める日から施行

1.「一級建築士」の資格に関する緩和

受験機会の拡大

在学中の受験を可能とすることによる受験機会の拡大

【改正前】
在学中の受験は不可

【改正後】
大学等で一定の単位を修得し、最終学年で卒業見込みがある場合、在学中の受験を可能とする

免許要件の緩和

二級建築士が一級建築士の免許を受けるために必要となる実務経験期間の見直し

【改正前】
二級建築士になる前の実務経験の期間がいくら長くても二級建築士としての実務経験「４年」必要

【改正後】
二級建築士になる前の実務経験を含めて実務経験期間が８年以上（高等学校等で建築科目を修めて卒業した者は、卒業後６年以上）あれば、二級建築士としての実務経験「２年」で可能

2.「二級建築士」・「木造建築士」の資格に関する緩和

受験機会の拡大

在学中の受験を可能とすることによる受験機会の拡大

【改正前】
在学中の受験は不可

【改正後】
大学等・高等学校等で一定の単位を修得し、最終学年で卒業見込みがある場合、在学中の受験を可能とする

免許要件の緩和

受験資格としての実務経験期間の短縮

【改正前】７年 → 【改正後】２年

免許要件としての実務経験期間の短縮

【改正前】７年 → 【改正後】４年

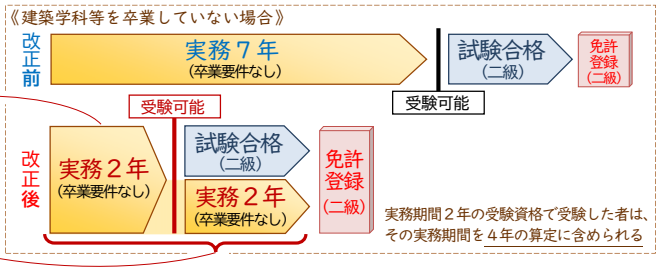

3.「建築設備士」の資格に関する合理化

建築設備士の「登録」に係る制度の整備　（定義に「国土交通大臣が定める機関に登録されたもの」を追加）

※　現在、受験資格となっている実務経験を登録要件とするなど、省令改正を含めて必要な見直しを行う

第２　契約の適正化を図るための改正

公布日から起算して「1年」を超えない範囲内において政令で定める日から施行

1.　契約書の相互交付義務の対象範囲の拡大

当事者による契約書の相互交付義務の対象となる契約の範囲の拡大

【改正前】
延べ面積 300 ㎡超の建築物の新築等に係る設計契約・工事監理契約のみが対象（平成 26 年改正）

【改正後】
面積等を問わず、建築士が設計・工事監理を行う全ての設計契約・工事監理契約を対象とする

2.　見積書の作成等についての努力義務の明記

⑴　契約の透明化を図る観点からの努力義務
見積書の作成についての建築士事務所の開設者の努力義務

⑵　委託代金の適正化を図る観点からの努力義務
見積書の内容等を考慮して適正な委託代金で契約を締結することについての契約当事者の努力義務